

# 一般社団法人 竹駒牧野 定款

## 第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人竹駒牧野と称する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を岩手県陸前高田市竹駒町字上壺 10 4 番地 8 に置く。

(目的)

第 3 条 当法人は、所有する森林や玉山金山遺跡群の保全・活用、これらを通じた人材育成を行い、未来につなぐ新しい森林等の活用モデルの創出を図り、活力ある地域社会の形成に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- 1 この法人が所有する森林や施設等の環境整備及び有効活用事業
- 2 観光資源として玉山金山遺跡の有効活用及び拠点施設の整備事業
- 3 森林の保全・活用をとおした人材育成事業
- 4 森林資源を活かすための調査研究事業
- 5 森林資源の保全・活用に関する普及啓発及び情報発信事業
- 6 その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第 4 条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

## 第 2 章 会 員

(会員、入会及び種別)

第 5 条 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。

2 当法人の会員となるためには、当法人所定の申込様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

3 当法人の会員は、次の 2 種とし、正会員をもって法律上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した岩手県陸前高田市竹駒町に住所を有する個人。

(2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体。

(会費等の負担)

第6条 正会員は、社員総会で別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会で別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第7条 会員が次に掲げる事由に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 1年以上会費を滞納したとき
- (2) 総社員の同意
- (3) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (4) 死亡又は会員である団体の解散
- (5) 除名

2 会員は、前項の資格を喪失したときは退会するものとする。

(退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、いつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員の除名については、当法人の会員が法人の名誉を毀損し、又は当法人の目的に反するような行為をしたとき等正当な事由があるときに限り、社員総会の特別決議により除名することができる。この場合に除名決議の対象となる会員に対して当該決議を行う社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員名簿)

第10条 当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

### 第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての正会員をもって構成する。

(権限)

第 12 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第 13 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 14 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、当該総会に出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第 49 条第 2 項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

3 社員が代理人を以って議決権を行おうとするときは、法人から予め通知のあった事項につき意見を記入し、これに署名捺印した書類を代理人に交付しなければならない。

代理人は、前項の書面を法人に提出して、本人に代わって議決権を行使するものとする。

社員が議決権を行わせようとする代理人は、当法人の社員である者、または社員が指定した成年の第三者とする。

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第 4 章 役 員

(役員)

第 19 条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 8 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

(役員を選任)

第 20 条 理事は、正会員から選出し、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び

財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事若しくは監事が任期の満了又は辞任により退任し、理事又は監事が欠けた場合に当該任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。この場合に解任決議の対象となる理事又は監事に対して当該決議を行う社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬等)

第25条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

第26条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のために行う、当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のために行う、当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第 27 条 当法人は、一般法人法第 114 条第 1 項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任について、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 当法人は、一般法人法第 115 条第 1 項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、同法第 13 条で定める最低責任限度額とする。

## 第 5 章 理事会

(構成)

第 28 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会が定めた順序により他の理事が招集する。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第33条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第35条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

## 第6章 基金

(基金の拠出等)

第36条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第37条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第38条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第 40 条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決議することにより変更することができる。

(解散)

第 42 条 当法人は、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員 の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決議することその他法令に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 43 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 その他の規定

(顧問・職員)

第44条 当法人は、理事会の決議により顧問を置くことができる。

2 当法人は、理事会の決議により当法人の事務や会計等を担当させる職員を置くことができる。

3 顧問及び職員の報酬は、社員総会の決議によりこれを定める。

## 第10章 附 則

(最初の事業年度)

第45条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年3月末日 までとする。

(変更登記後の役員)

第46条 当法人の代表理事、変更登記後理事及び監事は、次のとおりとする。

|      |       |
|------|-------|
| 代表理事 | 中野 貴徳 |
| 理 事  | 高橋 義明 |
| 同上   | 及川 賢治 |
| 同上   | 中里 修一 |
| 同上   | 佐藤 浩之 |
| 同上   | 鈴木 秀謙 |
| 同上   | 松野 裕  |

代表理事 岩手県陸前高田市竹駒町字滝の里150番地2  
中野 貴徳

監 事 佐々木 金雄  
板林 実

(組織変更後の正会員の氏名及び住所)

第47条 組織変更後の正会員の氏名及び住所は、次のとおりである。

別紙正会員名簿による。

(法令の準拠)

第48条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

(付則)

第49条 この定款は令和7年5月26日より施行します。